

## 企業様へのご理解とお願い

### (企業との協業・協力等のあり方について)

NPO 法人 IBD ネットワーク

IBD ネットワークでは、企業等と協業・協力等（業務委託、役務提供、共催、協賛、IBD 患者への個別のアンケート・インタビュー等）をする場合、下記の条件で行うことを理事会で決めております。よろしくご理解の程お願い致します。

#### ★IBD ネットワークの事業目的及び運営形態についてご理解頂きたいこと

- ・IBD ネットワークは、全国の IBD 患者会の連絡網で、ピラミッドでなく、合意形成を中心としたサークル形態であること。
- ・運営主体・決定権限者は、理事長・理事会（全国の患者会から選出）にあり、全国患者会の協力の下での運営であること。
- ・「IBD 患者(会)の為に資する」を目的とし、営利を目的としないボランティア団体で、会費・寄付等により運営していること。

**★以下のルールで協業等をさせて頂き、個別の具体的判断が必要な場合には理事会においてその判断（決定）を行います。また、過大な負担、想定以上の不負担等が、出てきましたら、理事会判断で、途中謝絶もあり得ます。ご了解ください。**

○初めに、協業依頼は別紙「問い合わせ票」に記載し、[info@ibdnetwork.org](mailto:info@ibdnetwork.org) へ発信して頂きます（最初の申込時のみ）。やり取り開始となりましたら、[shogai@ibdnetwork.org](mailto:shogai@ibdnetwork.org) でのやり取りとなり、CC を必ずお願い致します。

○理事長・理事会は、問い合わせ票にある「協業等の申出内容」が、「IBD 患者(会)の資するものであるのか」を中心に、細項目及び「業務内容が IBD ネットに質量共に受けられるのかどうか」など総合的に検討します。

○その際、担当者やり取りを行い、双方の合意点が見つかれば、協業等となります。

○いかなる契約においても多額または無制限の損害賠償条項は認めません。

(注) 例えば当方に責任がある場合、その対価の額までは賠償するというような程度であれば認める可能性はあります。

○協業等で、IBD 患者の個人情報を提供する場合(例：インタビュー等)、企業はその個人から個別に同意書を取得すること、いつでも同意の撤回可とすること、案件が終了した時点で、アドレス等は消去し以後 DM 等を行わないことをお願いします。

○協業等を行った際、その費用として、「実費」以外に以下を請求します。

- ・参加個人へ：協業等参加の報酬として（源泉税処理の上個人に支払い）」
- ・IBD ネットワークへ：IBD ネットワークへの協力金（企画協力・組織維持）として、

基本 5 万円 + 紹介人数 \* 5 千円（消費税別）

当該価格を基本として、業務内容の規模、IBD 患者への貢献度などを考慮させて頂きます。

尚、追加業務・別途業務がある場合は、今一度、問い合わせ票からの上記手順でお願いします。

